

登録教習機関の変更登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 77 条第 3 項において準用する第 47 条の 2 の規定による「法人の代表者の氏名の変更の届出」があったので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 2 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録番号	京第 11 号				
登録教習機関の名称	一般社団法人日本碎石協会				
登録教習機関の住所	東京都品川区西五反田 8 丁目 1 番 2 号 第二平森ビル 2 階				
事務所の名称	一般社団法人日本碎石協会 京都府支部				
事務所の所在地	京都市中京区西ノ京北聖町 68 番地 1 リシェス二条 901 号				
変更する年月日	令和 7 年 9 月 1 日				
変更事項	代表者（下記のとおり）				
<table border="1"><tr><td>変更前</td><td>会長 才田 善之</td></tr><tr><td>変更後</td><td>会長 越智 良幸</td></tr></table>		変更前	会長 才田 善之	変更後	会長 越智 良幸
変更前	会長 才田 善之				
変更後	会長 越智 良幸				

令和 7 年 12 月 5 日

京都労働局長



※ 京都労働局長印の押印は、「都道府県労働局公印取扱要領」第 8 条第 3 項の規定に基づき、その印影を印刷としています。